

令和3年5月14日

1 郵便又は信書便による入札について（公告共通事項1（4）関係）

- (1) 入札書を郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出しようとする者は、公告共通事項に定めるところにより作成した封印済みの入札書（以下「入札封筒」という。）を次の記載例により作成した郵便等用封筒に入れて担当課宛てに差し出すこと。
- (2) 封筒の大きさは、入札封筒を折り曲げずに入れることができるものであること。
- (3) 同一開札日の案件であれば、複数の入札封筒をひとつの郵便等用封筒に入れても差し支えない。
- (4) 郵便等が所定の期日までに到着したか否かの個別の問い合わせには応じられない。
- (5) 同一の案件について持参又は郵便により2通の入札書を提出したときは、同一人が2通以上なした入札としていずれの入札も無効とする。
- (6) 前号において、開札後に郵便等による入札書が到着したときは、当該者の落札候補者決定及び落札決定を取り消すものとする。
- (7) 入札書を入札用の封筒に封印することなく郵便等用封筒に直接入れて提出された入札書は無効とする。
- (8) 期日までに到着しなかった入札書は、その理由（自然災害や配送中の事故等）を問わず無効とするので、配達日指定郵便を利用するか、配送経過を確認できる方法（一般書留又は簡易書留）の活用に努めること。

表

切手	〒 739-0022
（〇月〇日開札分・入札書在中）	広島中央環境衛生組合 〇〇課
	東広島市西条町上三永10759番地2

裏

差出人 住所 氏名（入札参加者）

2 滞納額等がある者の入札参加資格について（公告共通事項2（1）ク関係）

（1）落札候補者に滞納額等があった場合は、当該滞納額等の内容により次の区分に分けてその後の手続きを定める。

ア 当該滞納額等が、開札日の前日の属する年度より以前に課税されたもののうち滞納繰越分（いわゆる過年度分）であったとき

当該者の落札候補者決定を取り消し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定するものとする

イ ア以外のとき

（イ）落札候補者が契約予定日までに当該滞納額等を納入することを約束する書面（以下「納税誓約書」という。）を提出したときは、落札者とする。ただし、当該契約予定日までに滞納額等の納入がなかったときは落札決定を取り消すものとする。

（ロ）落札候補者が納税誓約書を提出しないときは、落札候補者決定を取り消し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定するものとする。

（2）前各号の規定により落札候補者又は落札の決定を取り消された者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

3 開札日の翌日以降に実施する再度の入札について（公告共通事項5（2）関係）

（1）再度の入札を実施する日時、場所及び初度の入札における最低入札価格等は、ファックスにより通知するものとする。

（2）再度の入札に参加できるのは、初度の入札における立会の有無に関わらず当該案件におけるすべての入札参加者とする。

（3）代理人により再度の入札に参加しようとするときは、再度の入札を実施する会場において委任状を提出するものとする。再度の入札の会場には、入札参加者又はその代理人を除き、他の者は入室できない。

（4）再度の入札は2回を限度として行う。この場合において、再度の入札（1回目）の結果予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。

（5）再度の入札（1回目）に参加しなかった者は、その後の再度の入札に参加することができない。

（6）再度の入札を辞退しようとする者は、入札辞退届又は辞退する旨を記載した入札書をファクシミリにより担当課に送信し、かつ送信した事実を電話連絡することにより、原本の提出に代えることができるものとする。

4 提出を予定する資格要件確認資料の事前提出について（公告共通事項6（7）関係）

（1）資格要件確認資料の事前の確認を求めたこととした場合における当該資格要件確認資料の内容が、開札日の前日までの間に事実と異なることとなった場合は速やかにその旨を申し出ること。

（2）提出された資格要件確認資料を確認した結果、資料の補正や追加資料の提出によっても入札参加資格を満たさないことが確認された場合は、当該者は入札に参加できないものとする。ただし、既に入札書を投函した者に対しては当該者に通知した上で開札時にその入札書を無効とする。